

平成 21 年 3 月

個人情報保護の取扱いについて

ひろしま・祈りの石国際教育交流財団
理事長 梅本 道生

当財団は、賛助会員および助成事業等当財団の業務遂行に係る皆様の個人情報の保護に関して細心の注意を払い、必要かつ適切な管理体制を確立・維持し、公益法人としての使命を全うしています。また、当財団の役職員、派遣職員を含む全てのスタッフは、個人情報保護法やその他の規範を遵守することにより、個人情報の保護に万全をつくします。

1、個人情報の取扱い

当財団は、助成事業を通じて社会の発展に貢献する活動を行っております。このような事業の過程で当財団が収集、保管する個人情報は、助成財団の公益性と社会的役割を認識し、個人情報の保護に関する法律、同施行令に基づき取り扱うよう努めます。

2、個人情報の取得と利用

当財団は、助成に関する個人情報の収集に際し、その利用目的を明示するとともに、本人の同意を得ずに当初の利用目的以外に利用いたしません。

3、個人情報の第三者提供について

当財団では、助成決定団体に関する情報を原則として一般公開するとともに、財団法人 助成財団センター(東京都新宿区新宿)に提供いたします。

4、個人情報の相談窓口

当財団の保有する個人情報等についてのお問合せ窓口は、次のとおりです。

個人情報担当： 常務理事 田口 重雄

以 上

平成 21 年 4 月
ひろしま・祈りの石国際教育交流財団

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「改正国公法」という。）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 12 条並びに独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「改正独法通則法」という。）第 54 条の 2 第 1 項において準用する改正国公法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 10 条において準用する改正法附則第 12 条、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号。以下「退職管理政令」という。）第 32 条及び附則第 4 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号。以下「役員政令」という。）第 18 条及び附則第 3 条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条及び附則第 3 条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 84 号）第 8 条及び附則第 3 条の諸規定（以下「密接関係法令」という。）に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

（電 話）	（ 0 3 ） 5 4 0 8 - 5 2 7 7
（ F A X ）	（ 0 3 ） 5 4 0 8 - 5 2 8 8
（電子メール）	p-stone@smile.ocn.ne.jp